

基労徴発0324第3号
平成23年3月24日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長

「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について

このたび、東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に、心から御見舞い申し上げます。

また、平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

東北太平洋沖地震の被災地域に対する労働保険料関係の対策につきましては、本年3月15日に御協力を依頼したところですが、本日、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」が告示され、各都道府県労働局に対し、別添のとおり通知を発出しております。

つきましては、本件について、社会保険労務士の皆様への周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

基発0324第1号
職発0324第9号
平成23年3月24日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長
(公印省略)
職業安定局長
(公印省略)

「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について

東北地方太平洋沖地震による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金(以下「労働保険料等」という。)並びに障害者雇用納付金関係の対策については、「東北地方太平洋沖地震に係る労働保険料等の納期限の延長等について」(平成23年3月14日付け基発第0314第1号)及び「東北地方太平洋沖地震に係る障害者雇用納付金の納付期限の延長等について」(平成23年3月15日付け職発0315第2号)により通知したところであるが、本日、別紙1のとおり、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」(平成23年厚生労働省告示第66号)が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記1のとおりであるので、下記2及び3の内容と併せて御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、平成23年3月24日付けで独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、下記の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に照会していただくよう御対応いただきたい。

記

1 納期限の延長等関係

(1) 納期限の延長の対象となる労働保険料等

納期限の延長の対象となる労働保険料等は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域(以下「指定地域」という。)に所在地を有する事業主若しくは平

成 23 年 3 月 11 日において指定地域にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合（以下「特定事務組合」という。）又は特定事務組合に労働保険事務を委託している事業主（以下「事業主等」という。）に係るもので、災害の発生した日（平成 23 年 3 月 11 日）から延長後の納期限までの間（以下「納期限の延長期間」という。）に納期限が到来するものであること。（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）第 30 条、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条）

(2) 納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金

納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 62 条に規定する「納付金その他この款の規定による徴収金」をいう。以下同じ。）は、指定地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもので、災害の発生した日（平成 23 年 3 月 11 日）から延長後の納付期限までの間に納付期限が到来するものであること。（障害者の雇用の促進等に関する法律第 62 条、国税通則法第 11 条）

(3) 延長後の納期限等について

指定地域に係る延長後の労働保険料等の納期限及び障害者雇用納付金の納付期限は、災害のやんだ日から 2 か月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

(4) 督促状の送付等について

納期限が延長された労働保険料等に係る督促状は、納期限の延長期間内は送付しないこと。

また、平成 22 年度概算保険料を延納している事業主等に係る第 3 期分保険料に係る督促状については、本日時点で未だ送付していない場合には、別紙 2 の「お知らせ」を同封の上送付すること。既に送付している場合には、事業主等からの問い合わせ等に対して丁寧に説明するとともに、「お知らせ」を各都道府県労働局ホームページに掲載する、局署所において設置・配布・掲示するなどにより事業主等への周知を図ること。

なお、納付期限が延長された障害者雇用納付金に係る納入告知書及び督促状については、別添のとおり独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長宛てに通知していること。

2 個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置

指定地域外に所在地を有する事業主又は労働保険事務組合であっても、徴収法第 30 条の規定によりその例によることとされる国税通則法第 46 条の規定に基づき、都道府県労働局長（歳入徴収官）は、労働保険料等を納付すべき事業主等の個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認めた場合には、当該労働保険料等の納付猶予を行うことができる。

なお、具体的な取扱いについては、別途通知することとする。

また、障害者雇用納付金に係る納付猶予措置については、別添のとおり独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長宛てに通知していること。

3 相談等に係る対応について

被災に伴い、労働保険料等及び障害者雇用納付金に関する相談等で来庁された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、納期限の延長又は納付の猶予が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。

明治十五年三月三十一日 日刊 (行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○平成十二年から平成二十二年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令(二七)

○平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(二八)

○放送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(二九)

○放送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令(三〇)

〔告 示〕

○原戸籍の一部が滅失した件
(法務一三六)

○除籍の一部が滅失した件(同一三七)

○原戸籍が滅失した件(同一三八)

○除籍が滅失した件(同一三九)

○日本国に帰化を許可する件
(同一四〇)

○食糧援助に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務八六)

○食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件(同八七)

○リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件(同八八)

○国道一号線アワシユ橋架け替え計画(詳細設計)のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同八九)

○日本薬局方の全部を改正する件
(厚生労働六五)

○青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件(同六六)

○農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件(農林水産六四八)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項等を指定する件(同六四九)

○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件
(国土交通二九九)

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、検定機関の登録を更新した件
(同三〇〇)

○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件(観光庁二)

○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件(同三〇五)

○航路標識に関する件
(海上保安庁七五〇七九)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条の二第三項第三号及び第十条の四第三項第三号の規定に基づき環境大臣が定める認証制度を定める件を廃止する件(環境一七)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十六条第二項の規定による閲覧所を定めた件(平成十三年三月二十三日会計検査院公示第一号)を廃止し、公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき事務所場所を公示する件
(会計検査院公示二)

国家試験

労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者
(厚生労働省)

〔公 告〕

諸事項

裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算
再生関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

○外務省告示第八十七号

平成二十三年三月四日にワガドゥグーで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がブルキナ

1. 援助の目的及び内容 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2. 贈与額 七億六千万円

3. 贈与の供与期限 平成二十三年三月三十一日まで

4. 署名者 日 本 側 杉浦勉在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側 ミナタ・サマテ・セスマ外務大臣 松本 剛明

○外務省告示第八十八号 平成二十三年三月八日にモンロビアで、リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた

1. 援助の目的及び内容 小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2. 贈与額 三億四百万円

3. 署名者 日 本 側 片上慶一在リベリア大使

国際連合児童基金側 イザベル・クローリー在リベリア事務所代表

○外務省告示第八十九号 平成二十三年三月八日にアデイスアベバで、国道一号线アワシニ橋架け替え計画(詳細設計)のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた

1. 援助の目的及び内容 国道一号线アワシニ橋架け替え計画(詳細設計)を実施するために必要な役務の購入

2. 贈与の限度額 四千五百万円

3. 贈与の供与期限 平成二十五年十月三十一日まで

○厚生労働省告示第六十五号

業事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十一条第一項の規定に基づき、日本薬局方(平成十八年厚生労働省告示第二百八十五号)の全部を改正する告示を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正前の日本薬局方(以下「旧薬局方」という。)に取められていた医薬品(この告示による改正後の日本薬局方(以下「新薬局方」という。)に取められていないものに限る)であつて同日において現に同法第十四条第一項の規定による承認を受けているもの(同年三月三十一日において、業事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(平成六年厚生労働省告示第四号)により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品(以下「承認を要しない医薬品」という。))を含む)については、平成二十四年九月三十日まで、旧薬局方で定める名称及び基準(当該医薬品に関する部分に限る)は新薬局方で定める名称及び基準とみなすことができるものとし、新薬局方に取められていない医薬品(旧薬局方に取められていたものを除く)であつて平成二十三年四月一日において現に同項の規定による承認を受けている医薬品(承認を要しない医薬品を含む)については、平成二十四年九月三十日まで、新薬局方に取められていない医薬品とみなすことができるものとする。

平成二十三年三月二十四日 厚生労働大臣 細川 律夫

(次のよう)は省略し、新薬局方の全文を厚生労働省医薬食品局審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。

○厚生労働省告示第六十六号 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百八十三条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第百三十七号、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十九条(児童手当法(昭和四十二年法律第七十三号)第二十二條第一項(平成二十二年法律第十九号)以下「平成二十二年法律第十九号」)第二十九号、以下「平成二十二年法律第十九号」という。)

第二十条第一項の規定により適用される場合を含む)又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)以下「厚生年金特例法」という。)

第二十条第一項の規定により適用される場合を含む)又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)以下「厚生年金特例法」という。)

第二十条第一項の規定により適用される場合を含む)又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)以下「厚生年金特例法」という。)

第二十条第一項の規定により適用される場合を含む)又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)以下「厚生年金特例法」という。)

第二十条第一項の規定により適用される場合を含む)又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)以下「厚生年金特例法」という。)

第二十条第一項の規定により適用される場合を含む)又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)以下「厚生年金特例法」という。)

第二十条第一項の規定により適用される場合を含む)又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)以下「厚生年金特例法」という。)

第二十条第一項の規定により適用される場合を含む)又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)以下「厚生年金特例法」という。)

第二十条第一項の規定により適用される場合を含む)又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)以下「厚生年金特例法」という。)

第二十条第一項の規定により適用される場合を含む)又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)以下「厚生年金特例法」という。)

によりその例によることとされる場合を含む)。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)以下「徴収法」という。)

第三十条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者災害補償保険法の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)以下「整備法」という。)

第十九号第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)以下「石綿健康被害救済法」という。)

第三十八号第一項の規定により準用される場合を含む)の規定によりその例によることとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十一条及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号)第三十一条第一項の規定に基づき、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法(平成二十二年法律第二十号)及び厚生年金特例法に

り適用される場合を含む)及び厚生年金特例法に基づき納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所(健康保険法に基づき期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る)の事業主、当該地域に住所又は主たる事務所を有する船舶所有者(船員保険法第三十三条に規定する場合において、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者、当該地域に主たる事務所を有する厚生年金保険基金、当該地域に住所を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者(同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所若しくは事業所若しくは事務所を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づき申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づき申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合(以下「特定事務組合」という。)に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについては、その期限を別途厚生労働省告示で定める期日まで延長する。

平成二十三年三月二十四日 厚生労働大臣 細川 律夫

○農林水産省告示第六四十八号 農業災害補償法施行規則(昭和二十二年農林省令第九十五号)第三十三條第一項及び第三十四條の三第一項の規定に基づき、昭和三十年十月一日農林省告示第七百七十八号(農業災害補償法施行規則)により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十四日 農林水産大臣 鹿野 道彦

(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。

一の家畜共済診療点数表を次のように改める。

(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日 農林水産大臣 鹿野 道彦

平成二十三年三月二十四日 農林水産大臣 鹿野 道彦

平成二十三年三月二十四日 農林水産大臣 鹿野 道彦

Table with 2 columns: 指定地域 (Designated Area) and 農林水産省 (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries). Rows include 青森県 (Aomori Prefecture), 岩手県 (Iwate Prefecture), 宮城県 (Miyagi Prefecture), 福島県 (Fukushima Prefecture), 茨城県 (Ibaraki Prefecture).

事業主、船舶所有者、労働者の皆様へ

労働保険料の納期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 労働保険料等の納期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害の甚大さに鑑み、次の①の地域における②の労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

- ① 次の県内に所在地を有する事業場及び船舶所有者が納付するもの（当該県内に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）

〔 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県 〕

- ② 平成23年3月11日以降に納期限が到来するもの（今回、事務処理の都合上、督促状を送付しておりますが、督促状に印字されている指定期限についても、後日別途お知らせする年月日まで延長されます。）

2 延長後の労働保険料等の納期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日を定めることとしておりますが、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしていることから、決定次第お知らせいたします。

平成23年3月 日

【お問い合わせ先】

〇〇労働局労働保険徴収（課）室

TEL 0000-00-0000

【別添】

職発0324第8号
平成23年3月24日

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長



「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について

東北地方太平洋沖地震による被害に対する障害者雇用納付金関係の対策については、「東北地方太平洋沖地震に係る障害者雇用納付金の納付期限の延長等について」（平成23年3月15日付け職発0315第1号）により通知したところであるが、本日、別紙1のとおり、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（平成23年厚生労働省告示第66号）が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記1のとおりであるので、下記2及び3の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1. 納付期限の延長等関係

(1) 納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金

納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第62条に規定する「納付金その他この款の規定による徴収金」をいう。以下同じ。）は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域（以下「指定地域」という。）内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもので、災害の発生した日（平成23年3月11日）から延長後の納付期限までの間に納付期限が到来するものであること。（障害者の雇用の促進等に関する法律第62条、国税通則法第11条）

(2) 延長後の納付期限について

指定地域に係る延長後の納付期限は、災害のやんだ日から2か月以内の日が定

められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

(3) 督促状の送付等について

納付期限が延長された障害者雇用納付金に係る督促状は、納付期限の延長の期間内は送付しないこと。

災害の発生した日の前日までに納付すべき納付金を延納している事業主に係る督促状については、本日時点で未だ送付していない場合には、別紙2の「お知らせ」を必ず同封して送付すること。既に送付している場合には、事業主等からの問い合わせ等に対して丁寧に説明するとともに、「お知らせ」をホームページに掲載する、窓口に掲示・配布するなどにより事業主等への周知を図ること。

また、納付期限が延長された納付金にかかる納入告知書については、延長前の納付期限により作成し、当該納付金の納付期限が延長された旨の「お知らせ」(別紙2)を同封して送付すること。

2 個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置

指定地域外に主たる事務所の所在地を有する事業主であっても、障害者雇用促進法第62条の規定によりその例によることとされる国税通則法第46条の規定に基づき、納付金を納付すべき事業主の個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、当該障害者雇用納付金の納付猶予を行うことができる。

3 相談等に係る対応について

被災に伴い、障害者雇用納付金に関する相談等で来所された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、納付期限の延長又は納付の猶予が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。

明治二十五年三月三十一日 日刊（行政機関の休日休刊）
第三種郵便物認可

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

（政 令）

○平成二十二年から平成二十一年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（二七）

○平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二八）
○放送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九）
○放送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令（三〇）
○薬事法施行令の一部を改正する政令（三一）

（告 示）

○原戸籍の一部が滅失した件（法務一三六）
○除籍の一部が滅失した件（同一三七）
○原戸籍が滅失した件（同一三八）
○除籍が滅失した件（同一三九）

○日本国に帰化を許可する件（同一四〇）

○食糧援助に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務八六）

○食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（同八七）

○リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同八八）
○国道一号线アワシユ橋架け替え計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同八九）

○日本薬局方の全部を改正する件（厚生労働六五）

○青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（同六六）

○農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件（農林水産六四八）

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項等を指定する件（同六四九）

○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通二九九）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、検定機関の登録を更新した件（同三〇〇）

○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁二）

○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（同三〇五）

○航路標識に関する件（海上保安庁七五〇七九）
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条の二第三項第三号及び第十条の四第三項第三号の規定に基づき環境大臣が定める認証制度を定める件を廃止する件（環境一七）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十六条第二項の規定による閲覧所を定めた件（平成十三年三月二十三日会計検査院公示第一号）を廃止し、公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき事務所の場合を公示する件（会計検査院公示二）

国家試験

労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者（厚生労働省）

（公 告）

諸事項

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係、会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

○外務省告示第八十七号

平成二十三年三月四日にワガドゥグーで、食糧援助に關する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1. 援助の目的及び内容 千九百九十九年の食糧援助規約に關連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2. 贈与額 七億六千万円

3. 贈与の供与期限 平成二十三年三月三十一日まで

4. 署名者 日 本 側 杉浦勉在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側 ミナタ・サマテ・セスマ外務・城内協力大臣付城内協力担当副大臣

平成二十三年三月二十四日 外務大臣 松本 剛明

○外務省告示第八十八号 平成二十三年三月八日にモンロビアで、リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に關する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1. 援助の目的及び内容 小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2. 贈与額 三億四百万円

3. 贈与の供与期限 平成二十五年十月三十一日まで

4. 署名者 日 本 側 岸野博之在エチオピア大使

エチオピア側 アトメド・シデ財務・経済開発担当副大臣

平成二十三年三月二十四日 外務大臣 松本 剛明

○厚生労働省告示第六十五号

薬事法(昭和三十一年法律第四十五号)第四十一条第一項の規定に基づき、日本薬局方(平成十八年厚生労働省告示第二百八十五号)の全部を改正する告示を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正前の日本薬局方(以下「旧薬局方」という)に取められていた医薬品(この告示による改正後の日本薬局方(以下「新薬局方」という)に取められていないものに限る。)であつて同日において現に同法第十四条第一項の規定による承認を受けているもの(同年三月三十一日において、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(平成六年厚生省告示第四号)により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品(以下「承認を要しない医薬品」という)を含む)については、平成二十四年九月三十日まで、旧薬局方で定める名称及び基準(当該医薬品に關する部分に限る)は新薬局方で定める名称及び基準とみなすことができるものとし、新薬局方に取められていない医薬品(旧薬局方に取められていたものを除く)であつて平成二十三年四月一日において現に同項の規定による承認を受けている医薬品(承認を要しない医薬品を含む)については、平成二十四年九月三十日までは、新薬局方に取められていない医薬品とみなすことができるものとする。

平成二十三年三月二十四日 厚生労働大臣 細川 律夫

○厚生労働省告示第六十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十三条、船員保険法(昭和十四年法律第七十二号)第三十七号、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)第八十九条(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二條第一項(平成二十二年法律第九号)以下「平成二十二年法律第九号」)及び「平成二十二年法律第九号」の二項の規定により適用される場合を含む)又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に關する法律(平成十九年法律第三十一号)以下「厚生年金特例法」という)第二條第八項の規定

によりその例によることとされる場合を含む)。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十一年法律第二十三号)第六十二條及び労働保険の徴収に關する法律(昭和四十四年法律第八十四号)以下「徴収法」という)第三十條失業保険法及び労働者災害補償保険法の二部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収に關する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律(昭和四十四年法律第八十五号)以下「整備法」という)第十九條第三項又は石綿による健康被害の救済に關する法律(平成十八年法律第四号)以下「石綿健康被害救済法」という)第三十八條第一項の規定により準用される場合を含む)の規定によりその例によることとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十一條及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三十五号)第三條第一項の規定に基づき、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法(平成二十二年法律第九号)及び厚生年金特例法に適用される場合を含む)及び厚生年金特例法に基づき納付又は徴収に關する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所(健康保険法に基づき期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る)の事業主、当該地域に住所を有する主たる事務所(船員保険法第三條に規定する場合においては、同條の規定により船舶所有者の規定が適用される者、当該地域に主たる事務所を有する厚生年金基金、当該地域に住所を有する厚生年金保険法附則第四條の三第一項の規定による被保険者(同條第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所を有する事業所若しくは事務所、所在地を有する厚生年金特例法第二條第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所を有する同條第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づき申告書の提出、納付又は徴収に關する期限のうち、当該地域に主たる事務所を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づき申告書の提出、納付又は徴収に關する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは、平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所を有するもの(以下「特定事務組合」という)に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについては、その期限を別途厚生労働省告示で定める期日まで延長する。

平成二十三年三月二十四日 厚生労働大臣 細川 律夫

○農林水産省告示第六十八号

農業災害補償法施行規則(昭和二十二年農林省令第九十五号)第三十三條第一項及び第三十四條の三第一項の規定に基づき、昭和三十年十月一日農林省告示第七百七十八号(農業災害補償法施行規則)により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に於いて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十四日 農林水産大臣 鹿野 道彦

指 定 地 域	青 森 県	岩 手 県	宮 城 県	福 島 県	茨 城 県
---------	-------	-------	-------	-------	-------

○農林水産省告示第六十九号 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律(平成八年法律第十五号)第三條第二項の規定に基づき、同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項、地域を単位とした当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年三月二十四日 農林水産大臣 鹿野 道彦

事業主の皆様へ

障害者雇用納付金の納付期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1 障害者雇用納付金の納付期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害に対応するために、次の①及び②に該当する障害者雇用納付金については、その納付期限が延長されることとなりました。

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に、主たる事務所の所在地を有する事業主が納付するもの
- ② 平成23年3月11日以降に納付期限が到来するもの
(督促状の指定期限が平成23年3月11日以降である場合を含みます。)

2 延長後の障害者雇用納付金の納付期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、具体的な期限は、災害の復旧状況等を踏まえ、今後検討されることとなっており、後日、決定され次第お知らせいたします。

平成23年3月 日

【お問い合わせ先】

〇〇〇〇

TEL 0000-00-0000